

中国における所得格差の要因分解と累進所得税・再分配政策の効果

雍 煒

■ 要約

中国では経済成長とともに格差が拡大する傾向にあり、累進所得税・再分配政策への関心が高まっている。本稿では、中国『統計年鑑』に収められている20省（市）の項目別収入データ（1998–2006年）からパネルデータを構築し、Shorrocksの要因分解法を用いて、中国各省（市）の都市部の所得格差を要因分解した。その結果、所得格差の一番大きな要因は賃金格差であり、移転収入はそれに次ぐ要因となった。格差是正の方法として累進所得税、失業保険、最低生活保障制度に着目し、これらの再分配効果を推計した結果、等税収制約の下で累進税と給付を組み合わせる場合、その効果がより大きいことがわかった。

■ キーワード

所得格差、要因分解、累進所得税、再分配政策、等税収制約

I はじめに

1978年からの鄧小平の改革開放政策は、中国経済に急速な経済発展をもたらしたと言われる。その一方で、沿海部に経済特区を設置し、優先的に一部の地域を発展させる改革開放政策は、中国の所得格差を拡大するきっかけになった可能性がある。確かに、中国国家统计局によると、2010年の中国経済は世界GDPの約9.5%を占め、日本を抜き、アメリカに次ぐ2位となった。しかし、経済が成長するとともに、所得格差問題もクローズアップされた（戴, 1997; 佐藤, 2003; 敵, 2003; 磯部, 2004; 牛嶋, 2006; Tsui, 1996; Yao, 1999; Kanbur, Zhang, 1999; Gustafsson, Li, 2002; Yue, Bjorn, Li, 2007）。所得格差は都市と農村間、沿海部と内陸部、都市内部、そして農村内部で、急速に拡大した。中国全体の所得格差をジニ係数で

見ると、80年代初期の0.3から、2000年以降は0.4を上回る水準にある。表1は中国の所得格差のジニ係数の推計結果をまとめたものである。表1の左側は中国統計局による公表値であり、右側は各研究者、機関などがマイクロデータに基づいて推計したジニ係数である。

所得格差を是正する所得再分配の主な方法としては、社会保障給付による再分配や累進所得税による再分配がある。ところが、従来の研究（李・岳, 2004; 周, 2004; 薛・園田・荒山, 2008; 孟, 2008）は所得格差の実態把握が中心であり、これら二つの再分配政策のどちらが重要であるか検討する際のエビデンスとなる格差の要因分解や、再分配政策の効果に関する推計は必ずしも十分には行われていない。本稿ではこうした従来の研究で十分に上げられていない格差の要因分解と再分配効果を経済成長が著しい各省（市）都市部を対象に実証分析する。まず、中国の20省（市）

表1 中国の所得格差のジニ係数

年度	中国統計局の公表値		マイクロデータによる推計			
	ジニ係数	所得の定義	ジニ係数	研究者	データ	所得の定義
1988		平均所得（都市世帯は1人当たり可処分所得で、賃金収入、経営収入、移転収入、財産収入を含める。農村世帯は1人当たり純収入で、賃金収入、経営収入、移転収入、財産収入を含める。）	0.38	Khan and Riskin (2001)	中国社会科学院による家計所得調査(CHIP)	都市世帯は実物所得と住宅手当を含む世帯所得。農村世帯は持ち家の家賃の換算額を含む世帯所得。
1990						
1994			0.43	李 (2004)	中国人民大学による社会調査	可処分所得。
1995	0.39		0.45	Khan and Riskin (2001)	中国社会科学院による家計所得調査(CHIP)	都市世帯は実物所得と住宅手当を含む世帯所得。農村世帯は持ち家の家賃の換算額を含む世帯所得。
1996	0.38		0.46	李 (2004)	中国人民大学による社会調査	可処分所得。
1997	0.37					
1998	0.38					
1999	0.39					
2000	0.41					
2001	0.40					
2002	0.43		0.5	李・羅 (2007)	中国社会科学院による家計所得調査(CHIP)	都市世帯は住宅手当、教育手当、社会保険、実物所得の隠れ手当を含む世帯所得。農村世帯は持ち家の家賃の換算額を含む世帯所得。
2003	0.44					
2004	0.44					

出典：中国統計局（2008）、Khan and Riskin（2001）、李（2004）、李・羅（2007）により筆者作成。

について、1998年から2006までの9年間のパネルデータに基づいて、Shorrocks（1982）で提示された所得源泉別要因分解の手法を用いて、中国の各省（市）の所得格差を検討する¹⁾。次に、こうした所得格差を是正する手段として制度化されている現在の中国の個人累進所得税制、都市部最低生活保障制度、失業保険制度を簡潔に説明する。そして、こうした再分配政策がそれぞれ省（市）においてどのような効果を発揮しているのか、またよりよい再分配を行うためにはどのような改革が必要かについて、各制度の再分配効果に関する推計を行い考察する。最後に、本稿のまとめと今後の課題を述べる。

II 中国の所得格差の要因分解

1. データ

本稿に用いたデータは、中国各省（市）の『統計年鑑』による利用が可能な20の省（市）²⁾の都市部の1998年から2006年までの階級別での家計所得パネルデータである。『統計年鑑』によれば、「家計所得」は所得階級別5分位データの各分位の各世帯一人あたりの平均所得であり、世帯員の賃金、経営収入、財産収入、移転収入から構成されている。ここでの賃金とは世帯員が労働契約を通じて得た労働報酬である。経営収入とは世帯員が経営活動（例えば小さな店、屋台や、家庭の仕事場を営むこと）を通じ、獲得した収入である。財産収入は世帯員が持っている動産（例えば銀行の預金、有価証券）、不動産（例えば家屋、車、

表2 各省（市）の記述統計量

平均 (1998- 2006)	1人当たり GDPの 成長率	1人当たり 可処分 所得(元)	高齢化率	失業率	労働力率
全国	10.8%	7878	8.2%	3.7%	65.1%
北京	13.2%	13014	10.3%	1.3%	63.2%
内モンゴル	17.0%	6614	6.8%	3.9%	53.2%
遼寧	10.8%	6770	9.0%	4.9%	53.0%
黒竜江	9.6%	6191	6.4%	3.9%	52.3%
上海	11.0%	14070	13.8%	4.0%	51.5%
江蘇	13.4%	8914	10.3%	3.5%	61.1%
浙江	13.1%	11964	9.9%	3.7%	75.4%
安徽	11.1%	6545	8.5%	3.8%	71.7%
福建	10.5%	9309	8.1%	3.4%	64.8%
江西	12.1%	6379	7.4%	3.2%	63.2%
山東	13.9%	8017	9.0%	3.4%	65.7%
河南	13.3%	6313	7.7%	3.0%	75.4%
広東	12.2%	11615	7.5%	2.7%	68.5%
広西	11.5%	7215	8.4%	3.7%	72.6%
海南	9.6%	6595	7.4%	3.4%	59.4%
重慶	11.4%	7752	9.8%	3.9%	70.4%
四川	11.4%	6805	9.1%	4.2%	67.9%
陝西	13.8%	6261	7.5%	3.4%	65.1%
甘肅	11.9%	6064	6.3%	3.2%	64.9%
寧夏	12.1%	6120	5.2%	4.5%	68.3%

出典：『中国統計年鑑（1998-2007）』により筆者作成。

土地など）により獲得した収入である。具体的には預金の利子、配当金、家賃収入、地代などを含める。移転収入は国、企業と社会団体から各世帯への移転支出であり、年金、生活保護給付、退職金などを含める。

しかし、省（市）によっては経営収入のデータが整備されていない。経営収入はデータのある省（市）を見ても、家計所得の5%未満で、不平等に与える影響はわずかであると考えられるので、本稿では、できるだけ多くの省（市）を比較するために、家計所得から経営収入を除くものとして、次のように定義した。

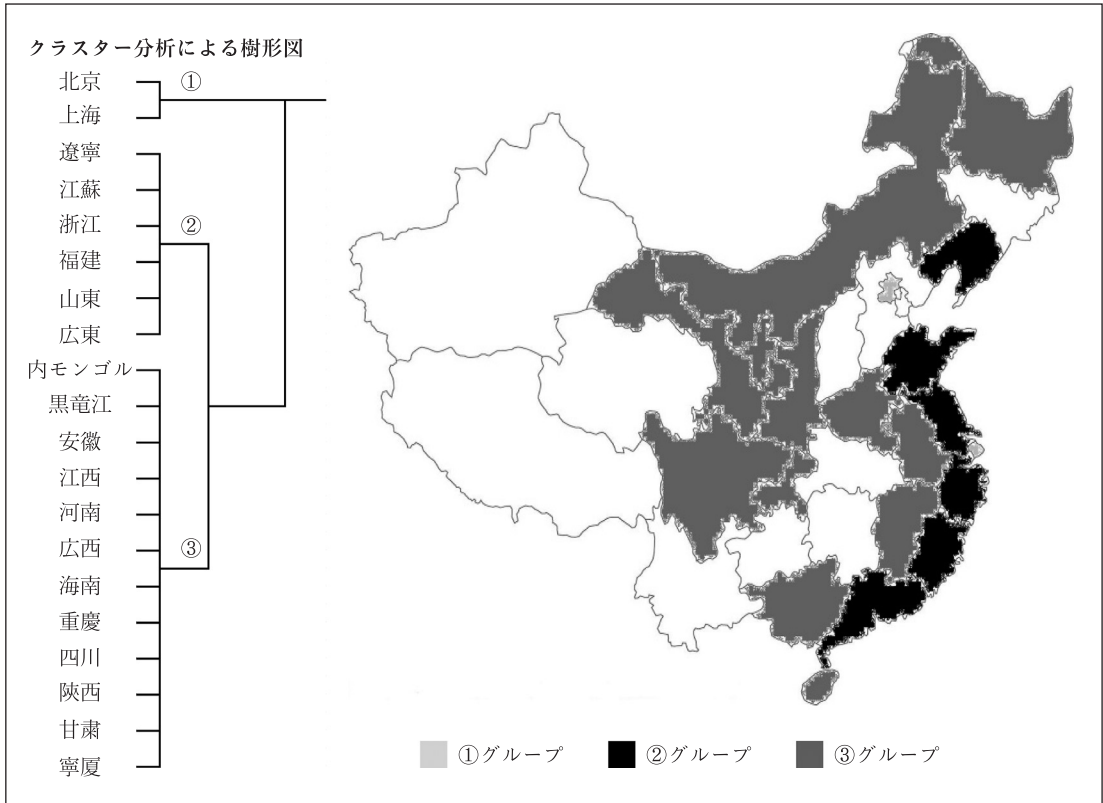
$$\text{家計所得} = \text{賃金} + \text{財産収入} + \text{移転収入} \quad \text{①}$$

このように定義することによって、20省（市）の1998年から2006年までの9年間のパネルデータ

を構築することができる。なお、各省（市）の主要な記述統計量は表2となる。

2. 中国の地域別に見た経済発展の差と所得格差

所得格差と経済発展との関係に関しては、従来、クズネッツ仮説が有力な見解であった。しかし、それは長期の経済成長および経済の発展段階と所得格差との関係に関する仮説であり、長期の時系列データを要する。表2に示した本稿で用いるパネルデータは9年間のデータで、クズネッツ仮説を検証する十分な長さの期間のデータとは言えない。ただし、経済発展の程度と所得格差との関係については、このデータを用いることによって考察することができる。すなわち、就業者に占める一次産業の割合が小さい省（市）を経済発展の進んだ地域と見なし、その割合が大きい省（市）を経済発展が遅れている地域と見なし、こうした経済発展の差と各省（市）の所得格差との関係を見ることができる。そのために、2004年－2006年における就業人口に対する一次産業人口の割合の差を経済発展の差のメルクマールとして、所得格差（平方変動係数；SCV³⁾）と経済発展との関係に関連するクラスター分析をした。その結果は、20の省（市）について、北京と上海の大都市、沿海部、および内陸計の三つのグループに分けられている⁴⁾。図1の空白部分は欠損値である。第一グループの北京と上海はもともと経済発展していたので、一次産業就業者数も著しく低く（平均で7.0%以下同じ）、また経済の成長率も比較的に低い（平均で14%）、不平等度も比較的に低い（0.28）。第二グループの沿海部はすでに一次産業就業者数も1/3程度（33.4%）で、経済の成長率はまだ高くて（17%）、不平等度も高い（0.38）。第三グループの内陸部と重慶、海南省は一次産業就業者数が半数程度（51.6%）ではあるが、経済の成長率は高く（18%）、不平等度も高い（0.34）。



出典：筆者作成。

図1 経済発展の地域的相違と所得格差との関係

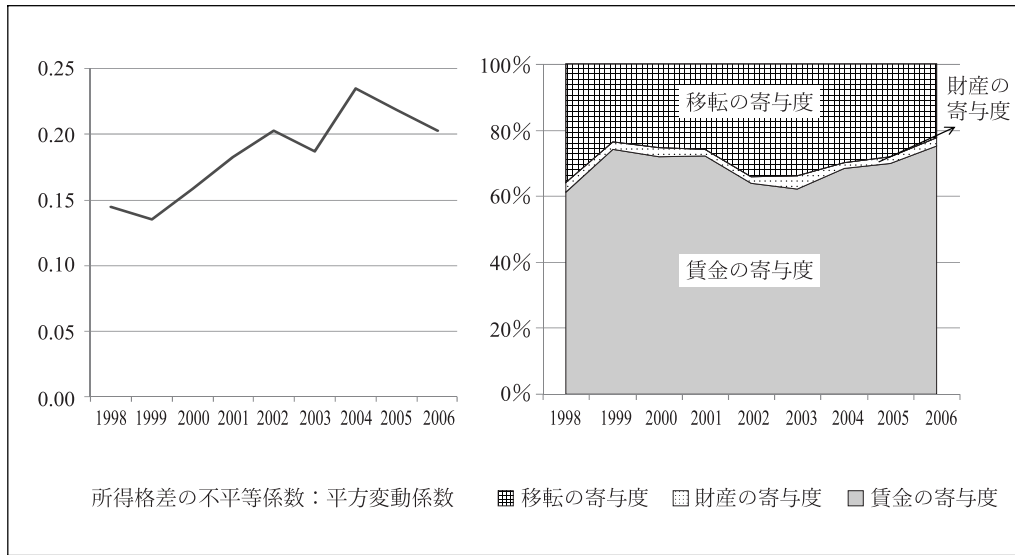
3. 中国各省の所得格差とその要因

次に所得不平等を源泉別で考察する。本稿は、Shorrocks (1982) に従い、中国の20省(市)の都市部の所得格差を所得源泉別に要因分解する。まず北京を例として、推計の結果を説明する。図2を見ると、左側の図は1998年から2006年までの9年間の都市部所得格差の変動で、その格差を所得源泉で分解すると右側の図となる⁵⁾。図2の右側の図の一番下の面積は賃金の寄与度を示し、そして一番上の面積は移転収入の寄与度となり、中央の一番小さな面積は財産収入の寄与度を表す。このグラフが示したように、賃金の不平等への寄与度は圧倒的に大きく、移転収入は二番目、最後に財産収入となる。

このような賃金の不平等への寄与度が大きいこ

とは表3でもわかる。表3は、20省(市)の賃金の寄与度を時系列で計算したものである。9年間の平均値を見るとほぼ60%–80%の間にあり、特に上海、広東、重慶は賃金の所得格差への寄与度が大きく、平均よりも高い水準になる。こうした賃金格差を縮小する手段として、累進所得税制を通じた再分配政策を挙げることができ、後の節では、その政策効果について検証を行うこととする。

移転収入も家計収入の中で不可欠な要素で、国家も移転収入を通じて所得再分配を行っている。表4を見ると、所得不平等への寄与度については、移転収入は賃金収入に次いで二番目で、約28%となった。利子、配当金などの財産収入の家計所得における割合はわずかであり、その格差への寄



出典：筆者作成。

図2 北京の所得格差と格差の要因分解

表3 地域別時系列で見る賃金の不平等への寄与度

賃金の寄与度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	平均
北京	61.25%	74.34%	72.02%	72.32%	64.02%	62.21%	68.33%	69.85%	75.32%	68.85%
上海	—	—	—	—	—	87.63%	87.95%	83.51%	85.49%	86.15%
江蘇	62.38%	61.12%	66.94%	65.38%	55.06%	63.37%	64.21%	72.12%	72.01%	64.73%
浙江	68.56%	68.33%	71.12%	71.70%	73.22%	74.64%	74.15%	81.02%	77.83%	73.40%
山東	77.05%	78.17%	84.91%	82.41%	73.84%	75.29%	74.63%	69.58%	72.54%	76.49%
広東	73.92%	79.20%	84.10%	78.86%	79.32%	84.02%	83.39%	85.09%	83.40%	81.26%
福建	—	—	—	—	59.55%	62.32%	62.30%	60.23%	66.84%	62.25%
広西	71.99%	71.51%	74.60%	77.02%	76.70%	73.40%	80.13%	80.12%	80.79%	76.25%
海南	—	—	—	—	57.08%	53.20%	69.61%	72.88%	72.37%	65.03%
安徽	64.30%	66.72%	62.97%	63.67%	57.96%	57.17%	62.89%	63.66%	65.21%	62.73%
内モンゴル	—	—	62.33%	66.36%	64.39%	67.45%	69.90%	68.62%	67.27%	66.62%
江西	61.09%	60.27%	65.57%	72.17%	65.07%	75.23%	71.99%	68.06%	72.49%	67.99%
河南	—	—	—	—	53.77%	52.75%	54.58%	62.15%	66.14%	57.88%
重慶	—	—	—	—	70.97%	82.47%	84.98%	86.79%	89.28%	82.90%
陝西	60.73%	59.70%	60.01%	72.17%	65.34%	70.73%	74.27%	75.60%	70.05%	67.62%
寧夏	—	—	—	—	62.83%	61.65%	64.76%	72.26%	67.94%	65.89%
四川	—	—	—	—	60.50%	67.32%	68.37%	67.67%	69.05%	66.58%
甘肅	—	—	—	—	—	—	75.21%	72.12%	69.06%	72.13%
黒竜江	65.81%	57.13%	54.62%	50.57%	51.18%	59.73%	63.00%	66.37%	59.53%	58.66%
遼寧	—	—	—	—	60.39%	59.93%	63.20%	63.11%	58.75%	61.08%

出典：各省の『統計年鑑（1998－2006）』により筆者作成。

表4 地域別時系列で見る移転収入の不平等への寄与度

移転収入の寄与度	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	平均
北京	35.83%	23.57%	25.26%	25.86%	34.02%	33.86%	29.72%	27.91%	22.32%	28.71%
上海	—	—	—	—	—	11.68%	10.27%	14.09%	12.04%	12.02%
江蘇	32.93%	35.28%	30.66%	32.43%	41.90%	33.42%	31.43%	23.81%	24.46%	31.81%
浙江	23.68%	26.95%	25.80%	25.24%	23.88%	18.57%	19.84%	13.40%	10.97%	20.93%
山東	18.31%	18.42%	12.97%	14.12%	23.58%	21.62%	22.85%	27.81%	23.76%	20.38%
広東	19.35%	13.28%	10.49%	16.91%	17.00%	11.84%	11.18%	9.72%	9.59%	13.26%
福建	—	—	—	—	39.13%	33.42%	33.08%	33.45%	26.57%	33.13%
広西	18.43%	21.15%	19.13%	17.78%	18.17%	20.05%	16.58%	16.48%	13.56%	17.92%
海南	—	—	—	—	39.24%	42.38%	26.73%	24.10%	25.15%	31.52%
安徽	31.73%	30.53%	35.88%	35.20%	38.00%	39.70%	34.49%	34.11%	31.25%	34.54%
内モンゴル	—	—	35.17%	31.39%	33.37%	29.43%	28.03%	28.01%	28.43%	30.55%
江西	33.63%	34.53%	32.10%	25.41%	32.45%	23.49%	25.90%	30.42%	25.41%	29.26%
河南	—	—	—	—	43.01%	44.16%	40.30%	35.40%	30.65%	38.71%
重慶	—	—	—	—	27.55%	14.60%	12.20%	8.32%	7.63%	14.06%
陝西	33.90%	35.01%	37.26%	26.68%	33.19%	27.03%	24.21%	22.34%	25.85%	29.50%
寧夏	—	—	—	—	36.45%	36.10%	33.67%	26.27%	30.12%	32.52%
四川	—	—	—	—	35.73%	28.08%	27.55%	28.36%	26.01%	29.15%
甘肅	—	—	—	—	—	—	23.80%	27.39%	30.65%	27.28%
黒竜江	30.87%	39.55%	44.09%	48.59%	48.20%	39.10%	35.74%	31.24%	37.19%	39.40%
遼寧	—	—	—	—	37.13%	38.38%	34.89%	34.80%	37.71%	36.58%

出典：各省の『統計年鑑（1998－2006）』により筆者作成。

与度も少ない。

以上の推計結果から、中国都市部の各所得階層間の所得格差を是正するためには、賃金また移転収入の不平等を改善することが重要であることが理解できる。

Ⅲ 中国の所得再分配政策の発展 —1990年代以降の経済成長期の 勤労者への対応に着目して—

中国の所得再分配政策の体系としては、負担面には累進所得税制があり、給付面には失業保険、年金制度、最低生活保障制度がある。Ⅱ節の図2で示したように、所得格差全体に占める賃金所得格差が最も大きくなるので、現在、都市部の所得格差を導く主な原因は賃金の所得格差となる。従って、この節では勤労世帯の所得格差を是正する個

人累進所得税制、最低生活保障制度、失業保険を取り上げて説明する。

1. 個人所得税制（累進税制）

1980年9月10日に開かれた第五次全国人民代表大会の第三次会議で『個人所得税法』が制定され、個人の所得税を徴収し始めた。当時個人所得税の所得（定額）控除額は800元/月で、所得がより豊かな外国人が主な所得課税対象となっていた。その後1986年に、国民所得の発展に応じて、国務院は『中華人民共和国個人収入調節税暫行条例』を公布し、中国の公民に対して統一的に個人収入調節税を課すとした。1993年10月に開かれた第八次全国人民代表大会常務委員会の第四次会議で『中華人民共和国個人所得税法』を第一回改定する決定』が可決され、国籍に関わらず、すべての中国内の居住者、また中国から収入を得る非居住

者は、個人所得税法により、統一した個人所得税を納付することが規定された。1994年国務院は『中華人民共和国所得税法实施条例』公布し、中国の個人所得税制を統一した。2005年10月第十回全国人民代表大会第十八次会议で『個人所得税法修正案草案』を通し、賃金に対する個人所得税の所得控除額は、2006年1月1日から1600元/月に引き上げた。2007年12月、その所得控除額を2000元/月に引き上げた（2008年3月からに実施）。

中国の個人所得税は、所得の種類によって異なる税率で課税を行っている。課税所得の種類としては、給与賃金所得、個人事業主の生産・事業所得、企業行政団体の請負事業所得、役務報酬所得⁶⁾、原稿料所得、特許権使用料所得、利子・配当・分配所得、財産賃貸所得、財産譲渡所得、一時所得、国務院財政部が徴収を定めるその他の所得が設けられている。個人の給与賃金所得と事業所得に対しては、累進税率（給与賃金所得は5%－45%、事業所得は5%－35%）を用いて課税する一方、原稿料所得、役務報酬などの所得に対しては、比例税率（原則としては20%）を用いて課税する。

ここでは、給与賃金収入に関する個人所得税を説明する。その基本的な計算式は以下のようになる。

課税所得金額＝

総所得（給与賃金）金額－所得控除額 ②

所得税額＝課税所得金額×税率－税額控除額 ③

『個人所得税法』が成立した当時、賃金に対する個人所得税の所得控除額は800元であった。その後20年間、中国経済発展の急成長に伴い、一人当たりの平均収入も大幅に高まり、所得税の課税対象となる人が増えてきた。そのため、その所得控除額は以前の800元から1600元、その後2000元に設定された。給与賃金所得に対する個人所得税率は9段階の累進税であり、以下の表5になる。

表5 給与賃金所得に対する個人所得税税率表

段階	課税所得金額	税率	税額控除額
1	0元－500元	5%	0
2	500元－2000元	10%	25
3	2000元－5000元	15%	125
4	5000元－20000元	20%	375
5	20000元－40000元	25%	1375
6	40000元－60000元	30%	3375
7	60000元－80000元	35%	6375
8	80000元－100000元	40%	10375
9	100000元以上	45%	15375

出典：各省の『統計年鑑（1998－2006）』により筆者作成。

計算するときには以下の点に注意すべきである。日本の個人所得税の課税所得金額は年収から給与所得控除と各種所得控除を引いたものとなる。その種類としては基礎控除、扶養控除、配偶者控除など15種類がある。中国の所得控除には扶養控除、配偶者控除がない。すなわち、日本の個人所得税は家計単位の色合いが強いのに対して、中国の個人所得税は完全に個人（労働者）単位である。

2. 最低生活保障制度

日本の生活保護制度に相当するものとして、中国都市部には最低生活保障制度がある。最低生活保障制度は、1993年に上海の『本市都市部住民の最低生活保障に関する通知』によって開始された。その後2年間、大連、青島、煙台、福州、厦門などの東部沿海都市において最低生活保障制度が相次いで開始された。1995年5月厦門、青島で開かれた民政部の全国都市部最低生活保障ラインに関する会議で、「最低生活保障制度を全国範囲で普及させる」ことが呼びかけられた。

90年代の国有企業改革に伴い、失業者と並び、下崗職工と呼ばれる人達も増加した。国有企業の下崗職工とは職場から外されたが、働いていた国有企業との労働契約を解除せず、職を求めても新しい職を見付けられていない者である。失業者との違いは、下崗職工は国有企業との労働契約を保つ

ているため、その国有企業は彼らの社会保険などの負担義務があることである。中国政府は失業者を対象とする失業保険に関して一連の改革を行うと同時に、下崗職工に注目して以下の政策を実行した。

1998年5月、都市部住民を対象にして、下崗職工の基本生活保障、失業保険と最低生活保障という「三本の保障ライン」が提起された。1999年9月、国務院が『都市部住民最低生活条例』を公布し、最低生活保障制度は国策として規範化、法律化された。こうして、最初は地方政府の自発的政策行為であった最低生活保障制度が徐々に全国で普及し、最後には中央政府の重要な国策の一つとなった。

このように発展してきた現行制度⁷⁾の仕組みを概観する。この制度は省（市）ごとに実施されており、その現状は表6の通りである。

受給対象者は、都市部の非農業戸籍であり、共同生活する家計一人当たり収入⁸⁾が当地最低生活保障水準を下回る者であり、具体的には以下の二種類がある。一つは「三无人員」であり、いわゆる収入源がない者、労働能力がない者、法定扶養

者がいない者である。もう一つはある程度収入が持っているが、家計一人当たり収入が当地都市住民の最低生活保障基準を下回る者である。最低生活保障基準は、各地域の財政状況および生活また物価水準に応じて、最低限の生活を維持するために必要となる衣食住費用、水道、電気、ガス代および未成年の義務教育費に基づいて定められる。

3. 失業保険

改革開放後、企業は自由に必要な人材を雇用し、従業員も自由に職業を選択することができるようになった。1986年7月、国務院は『国営企業職工待業保険暫定』を公布し、中国初の失業保険制度が登場した。1993年5月に、国務院は『国有企業職工待業保険規定』を公布し、適用範囲を拡大し、救済金給付基準を引き上げた。同時に1986年の『国営企業職工待業保険暫定』は廃止された。

1999年1月、国務院は『失業保険条例』を公布し、初めて「待業保険」を「失業保険」と表記し、さらに失業保険制度を整備した。その後、1999年の『失業保険』を充実するために、『失業保険申請発放弁法』（2000）、『拡大失業保険基金支出

表6 各省（市）の都市部最低生活保障制度の基本状況

都市名	2008年の一人当たり基準(元)	GDPとの比率	受給者数(人)	受給率	都市名	2008年の一人当たり基準(元)	GDPとの比率	受給者数(人)	受給率	都市名	2008年の一人当たり基準(元)	GDPとの比率	受給者数(人)	受給率
北京	390	7.43%	145283	1.01%	安徽	212	17.59%	992203	3.99%	重慶	231	18.04%	787803	5.55%
天津	397	8.58%	156237	1.72%	福建	211	8.41%	192044	1.07%	四川	190	12.65%	1860263	6.11%
河北	196	10.12%	937641	3.20%	江西	193	15.69%	948957	5.21%	貴州	158	21.52%	545366	4.94%
山西	200	11.78%	919002	5.97%	山東	235	8.51%	612172	1.37%	雲南	198	18.85%	875422	5.84%
内モンゴル	195	7.27%	850639	6.82%	河南	169	10.35%	1462723	4.31%	チベット	256	22.14%	37106	5.72%
遼寧	224	8.60%	1369093	5.28%	湖北	188	11.34%	1438883	5.57%	陝西	172	11.33%	837097	5.29%
吉林	162	8.26%	1278967	8.79%	湖南	180	12.35%	1450628	5.39%	甘肅	157	15.58%	897653	10.62%
黒竜江	201	11.08%	1525208	7.20%	広東	256	8.17%	398390	0.66%	青海	188	12.98%	220153	9.70%
上海	400	6.56%	340946	2.04%	広西	178	14.29%	568739	3.09%	寧夏	187	12.55%	207539	7.47%
江蘇	278	8.43%	459190	1.10%	海南	189	13.23%	177476	4.33%	新疆	143	8.63%	760944	9.01%
浙江	297	8.43%	91850	0.31%										

注：一人当たりGDPは各省の一人当たりGDPである。受給率は各省（市）都市部人口に占める都市部最低生活保障の受給者数の比率である。日本の生活保護は世帯単位であることに対して、中国の最低生活保障は個人単位となっているので、受給率の分母は各省（市）都市部人口数となる。

出典：中華人民共和国民政部、中国統計年鑑（2009）により筆者作成。

表7 失業保険の内容

適用範囲	財源	保険料率	資格者(失業救済を貰える条件)	支給期間と給付基準
①都市部における企業(国有企業、集団企業、外資系企業、私営企業とその他企業) ②都市部における事業部門	①都市部における企業(国有企業、集団企業、外資系企業、私営企業とその他企業) ②都市部における事業部門	①企業は全従業員の賃金総額の2%の比率で ②従業員は本人の賃金の1%の比率で	①本人また所属企業が失業保険料を満1年納付すること。 ②失業になるのは本人意志ではないこと。 ③失業登録をし、さらに就職要望を持つこと。 ①～③に満たさなければならぬ。	①保険料の納付期間が1年以上5年未満の者に最長12ヶ月分を支給。 ②保険料の納付期間が5年以上10年未満の者に最長18ヶ月分を支給。 ③保険料の納付期間が10年以上の者に最長24ヶ月分を支給。 ④給付基準は各省の最低賃金より低く、都市居民最低生活保障基準より高い。

出典：中華人民共和国労働と社会保障部<http://w1.mohrss.gov.cn/gb/ywzn/shiybx.htm> (2011年6月15日) により筆者作成。

範囲試点に関する通知』(2006)などの法規が実行された。

現行の失業保険は1999年の『失業保険条例』であり、その適用範囲、財源、保険料率、資格者、支給期間、給付水準については、以下の表7となる。

IV 勤労者に対する再分配政策の効果

1. 累進税制の単独の効果

前節では所得累進税の納税前の都市部家計所得の所得不平等を所得源泉別に要因分解した。その結果において、今日、中国の所得格差では、賃金による不平等の寄与度が一番大きく、すなわち、中国の都市部家計所得の不平等となる主な原因は賃金による不平等であることが示された。このことは、こうした格差を是正するためには所得累進税が重要であることを意味する。従って、この節は、所得累進税を分析対象として、課税前と比較しながら、課税後の家計所得の不平等について検討する。

用いたデータは、中国各省(市)の『統計年鑑』による利用が可能な13の省(市)⁹⁾の都市部の1998年から2006年までの階級別での家計所得パネルデータである。ここでの「家計所得」はII-1で述べたものと同じく、各世帯一人あたりの平均所得であり、世帯員の賃金、財産収入、移転収

入の合計である。

まず、賃金所得を計算する。本稿に用いた「家計所得」は各世帯の一人あたりの平均所得であるため、個人の所得税を計算するときには世帯内就業人員(個人)の所得(賃金)に戻らなければならない。すなわち、家計所得とは、就業人員と就業しない人員(例えば、年配の人と子供)の双方を含む全世帯員の収入の平均値となるが、所得税はその中で就業人員のみに課税するため、階級別の家計所得から就業者一人当たり賃金に転換する必要がある。ここでは、劉(2005)に従って、以下の式を用いる。

就業者一人当たり賃金＝

$$(\text{家計所得} \times \text{世帯人員}) / \text{世帯内就業者数} \quad \text{④}$$

次に、所得税を計算する。計算式は以下のようになる。

所得税額＝

$$(\text{賃金} - \text{所得控除}) \times \text{税率} - \text{税額控除額} \quad \text{⑤}$$

ここで、所得控除額は1998年-2005年においては800元となり、2006年には1600元となり、また税率と税額控除額は表5の通りとなる。

最後に、課税後の家計所得は式④を変形することによって求めることができる。

課税後の家計所得＝

$$\text{就業者一人当たり課税後の賃金} \times \text{世帯内就業者数/世帯人員} \quad \textcircled{6}$$

ここで、就業者一人当たり課税後の賃金＝

$$\text{就業者一人当たり賃金} - \text{所得税額} \quad \textcircled{7}$$

納税前の各省（市）都市部の各階層間の所得格差と比べて、納税後の各階層間の所得格差どう変化するかについては、本稿では所得の再分配効果によく使われている指標として、ジニ係数の改善率を用いて、所得再分配効果を説明する。ジニ係数の改善率とは、(所得給付を改変後のジニ係数－所得給付を改変前のジニ係数)/所得給付を改変前のジニ係数の値（％表示）である。

分析結果（表8）を見ると、当然のことながら、どの省（市）においても所得税による再分配後の家計所得のジニ係数は再分配前よりも小さくなった。すなわち、13の省（市）では、所得税が所得再分配効果を発揮していることがわかる。所得税によるジニ係数の改善率を見ると、江西、陝西2省は1998年－2006年の平均再分配効果が比較的

に小さいが、ほかの省（市）については、所得税による所得再分配効果が大きい¹⁰⁾。

2. 低所得者に対する所得給付引き上げの効果

この節では、政府の低所得者に対する所得移転（失業給付と生活保護給付¹¹⁾）の効果を推計して分析する。具体的には、都市部における家計の所得階級別5分位の中で、低所得者のうち実際に生活保護給付（最低生活保障給付）または失業給付をもらっている人に対する給付水準を日本の平均的な給付水準と同じ程度にする場合の再分配効果を考察する。用いるデータは各省（市）の『統計年鑑』による利用が可能な2008年20の省（市）¹²⁾の5分位所得階級別のデータである。

まず、各省（市）における低所得者のうち実際に最低生活保障給付または失業給付をもらっている人数（A）を推計する。そのために、2008年の各省（市）都市部人口に占める都市部最低生活保障または失業給付の受給者数の比率を計算し、その比率を各省（市）の所得階級別での低所得者数にかけることによって、各省（市）の最低生活保障または失業給付受給者数を求める。式で表すと、

表8 所得税による所得再分配の改善率

ジニ係数の改善率	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	平均
北京	4.8%	4.5%	5.0%	4.4%	5.8%	5.6%	5.7%	5.9%	6.3%	5.3%
黒竜江	1.8%	3.1%	3.9%	4.4%	4.0%	4.3%	4.4%	4.3%	3.3%	3.7%
江西	0.6%	1.1%	2.0%	2.5%	4.4%	4.2%	4.4%	3.7%	3.0%	2.9%
陝西	1.5%	2.3%	3.5%	3.4%	3.0%	2.4%	2.9%	4.3%	3.4%	3.0%
広西	2.2%	2.7%	2.8%	3.4%	4.8%	5.2%	4.3%	4.3%	4.2%	3.8%
浙江	4.4%	4.7%	4.9%	4.7%	5.2%	5.2%	5.4%	5.3%	5.4%	5.0%
安徽	1.5%	1.9%	3.7%	3.8%	4.6%	4.6%	4.8%	5.2%	4.0%	3.8%
内モンゴル	—	—	3.6%	3.3%	4.4%	5.5%	5.4%	5.7%	4.0%	4.6%
寧夏	—	—	—	—	3.6%	4.0%	4.4%	3.9%	4.7%	4.1%
河南	—	—	—	—	4.6%	4.9%	5.2%	4.8%	3.3%	4.6%
福建	—	—	—	—	2.0%	3.8%	5.5%	5.6%	5.4%	4.5%
海南	—	—	—	—	6.2%	5.2%	4.2%	5.4%	4.6%	5.1%
上海	—	—	—	—	—	5.1%	5.8%	5.4%	7.0%	5.8%

出典：各省（市）『統計年鑑（1998－2006）』により筆者作成。

以下ようになる。

A = 低所得者数 ×

最低生活保障と失業保険の受給率 ⑧

次に、「日本の平均的な給付水準の程度」となる各省（市）の給付水準を推計する。ここでは、「日本の平均的な給付水準の程度」として、全国一人当たりGDPに対する一人当たり生活保護給付および失業給付の比率を用いる。2008年の日本の一人当たりGDPに対する一人当たり生活保護給付全国平均値の比率は20%¹³⁾で、一人当たりGDPに対する一人当たり失業給付全国平均値の比率は40%¹⁴⁾である。これらの比率を中国全体の一人当たりGDPにかけることによって、日本の給付水準程度に相当する各省（市）都市部の最低生活保障と失業給付（B）を得る。そして、この日本と同様な給付から各省（市）の実際の給付水準を引くと、各省（市）の現行の給付水準を日本の平均的な水準にするために必要な給付の増加額（D）を算出することができる。

D = B - 中国各省（市）の実際の給付水準 ⑨

再分配効果を見るためにこの額Dを各省（市）のAに加えて給付水準引き上げ後の所得を求めて、

ジニ係数を計算した。これらの所得給付を引き上げる前と比べて、生活保護給付また失業給付を引き上げた後の家計所得のジニ係数の改善率を計算した。その結果は表9になる。

まず、生活保護給付と失業給付それぞれの場合で日本と同じ水準に所得給付（生活保護および失業給付）を引き上げると、20省（市）平均では、ジニ係数が0.5（生活保護）、0.7（失業給付）ポイントだけ、給付引き上げ前よりも良くなった。生活保護給付だけの効果を見ると、北京、上海がマイナスになっているが、経済発展の進んだ地域である北京、上海では、中国全体の一人あたりGDPに対する生活保護給付の比率がそれぞれ20.6%、21.1%であり、日本の一人当たりGDPに対する一人当たり生活保護給付比率の20%よりも高い水準になっているためである。従って、北京と上海においては、生活保護給付の割合を日本の生活保護給付の割合と同程度にしても、中国全体のGDPに基づいた額だと再分配効果は生じず、ジニ係数は改善しないことがわかる。もちろん、そのほかの省では、日本の平均的な生活保護給付割合に基づく金額にすると、その再分配効果は遥かに大きく、ジニ係数も大きく改善している。ただし、ここで注意すべきなのは、中国の地域格差が

表9 日本と同様の所得給付水準がもたらす再分配効果と必要な給付の増加率

地域	北京	内モンゴル	遼寧	黒竜江	上海	江蘇	浙江	安徽	福建	江西
生活保護給付	-0.004%	0.723%	0.507%	0.930%	-0.016%	0.052%	0.010%	0.415%	0.094%	0.743%
給付の増加率	-3.0%	94.0%	68.9%	88.7%	-5.4%	36.0%	27.5%	78.1%	79.2%	95.7%
失業給付	0.163%	0.675%	0.825%	1.185%	0.416%	0.323%	0.339%	1.026%	0.635%	1.135%
給付の増加率	50.7%	60.3%	82.3%	105.6%	57.6%	38.1%	48.1%	125.9%	71.6%	135.0%
地域	山東	河南	広東	広西	海南	重慶	四川	陝西	甘肅	寧夏
生活保護給付	0.104%	0.634%	0.031%	0.406%	0.516%	0.508%	0.751%	0.596%	1.784%	0.883%
給付の増加率	61.3%	123.8%	47.7%	112.2%	99.8%	63.6%	99.1%	119.6%	140.6%	102.2%
失業給付	0.840%	0.757%	0.214%	0.905%	0.409%	0.780%	1.115%	0.744%	0.955%	1.128%
給付の増加率	129.3%	72.0%	38.6%	94.0%	30.2%	70.8%	96.5%	86.8%	107.9%	121.2%

注：給付の増加率は次の式で算出した値である：（日本並みの生活保護給付また失業給付 - 中国現行の生活保護給付また失業給付） / 中国現行の生活保護給付また失業給付。すなわち、中国の現行水準（生活保護給付、失業給付）と比べた給付の増加率である。

出典：筆者作成。

非常に大きく、北京、上海の一人あたりGDPが、全国平均の一人あたりGDPの約3倍であることである。表6の各地域の一人あたりGDPに対する実際の生活保護給付の比率を見ると、北京は7.43%で、上海は6.56%に過ぎない。それは中国の現段階においても、必ずしも大きくない比率であると思われる。

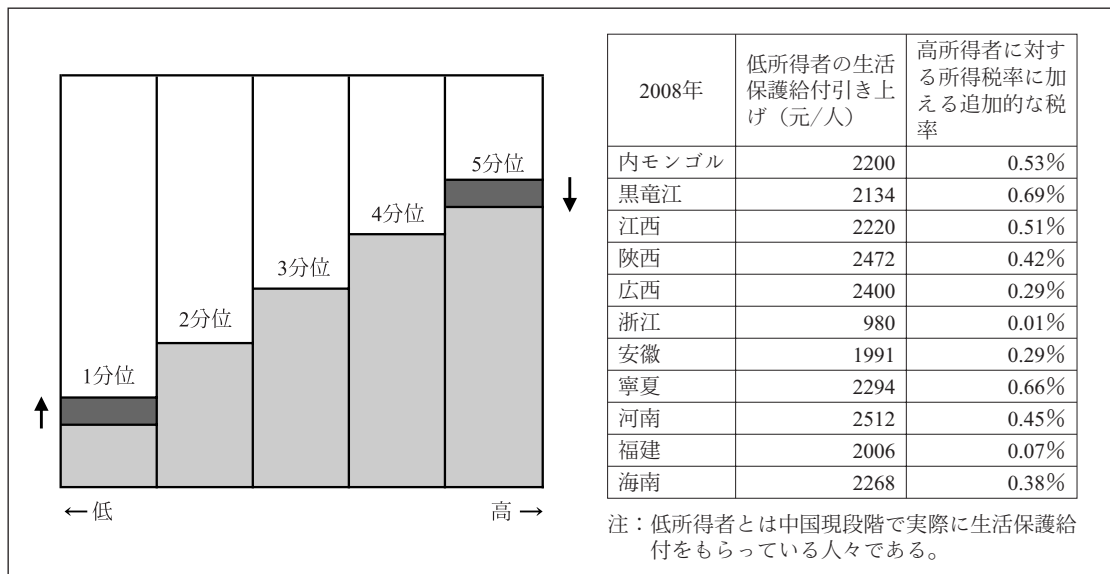
3. 累進税制と所得給付の組み合わせの効果 (等税収制約の下での推計分析)

これまで低所得者に対する所得給付引き上げの効果を推計してきた。次に、等税収制約の下での再分配効果を推計する。まず低所得者（現在中国で実際に生活保護給付をもらっていた人々）に日本と同じような水準で生活保護給付を引き上げるときに必要な資金の増加分を推計する。次に、その資金の増加分を高所得者へ増税して、税金として徴収することによって賄う。最後にこうした等税収制約の下の高所得者への累進所得税収から低所得者への所得移転を、当初所得または低所得

者だけへの所得給付（生活保護給付）引き上げの場合と比較して、ジニ係数がどう変化するかを考察する。

一般的に、所得税率の引き上げによる労働供給への影響は理論的には十分に考えられる。しかし、北村・宮崎（2010）、別所（2010）などにもあるように、実証的には十分に検証されているとはいえない。中国においては、于（2004）、余（2006）などのアンケート調査により影響があるとする論文はあるが、計量経済学的な実証分析に基づいて結果を導いたものではない。従って、ここでは、所得再分配の給付が労働供給に及ぼす影響に関しては捨象して、考察を進める。

推計結果は図3と表10となる。図3の左側の図は推計の方法であり、右側の表は低所得者の生活保護給付を引き上げるために、高所得者からさらに所得税を取るべき税率である。表10からわかるように、低所得者の所得給付（生活保護給付）引き上げの場合も、等税収制約の場合も、それぞれのジニ係数は当初所得の場合のジニ係数よりも



出典：筆者作成。

図3 等税収制約下の推計と結果

表10 当初所得、低所得者に所得給付引き上げ場合および等税収制約下のジニ係数の変化

2008年	Gini	Gini①	Gini②	Gini①の改善率	Gini②の改善率
内モンゴル	0.3010	0.2989	0.2867	0.72%	4.76%
黒竜江	0.3078	0.3050	0.2938	0.93%	4.57%
江西	0.2490	0.2471	0.2414	0.74%	3.05%
陝西	0.2738	0.2722	0.2605	0.60%	4.86%
広西	0.2734	0.2723	0.2644	0.41%	3.30%
浙江	0.2984	0.2984	0.2833	0.01%	5.05%
安徽	0.2816	0.2805	0.2693	0.41%	4.38%
寧夏	0.3319	0.3290	0.3183	0.88%	4.11%
河南	0.2628	0.2612	0.2529	0.63%	3.76%
福建	0.2755	0.2753	0.2621	0.09%	4.85%
海南	0.3133	0.3117	0.3011	0.52%	3.90%

注：Giniは当初所得のジニ係数、Gini①は低所得者に生活保護給付を引き上げた場合のジニ係数、Gini②は等税収制約下のジニ係数である。

出典：筆者作成。

小さくなった。すなわちGini②<Gini①<Giniとなる。一方、ジニ係数の改善率を見ると、低所得者の所得給付引き上げの場合と比べると、等税収制約下のジニ係数の改善率は遥かに大きい。このことは所得格差を是正する所得再分配政策として一番効果があるのは、累進税制と所得給付を組み合わせた、いわゆる等税収の下での所得再分配であることを示している。また、この等税収を保つため、高所得者へさらに所得税を課すときの税率を引き上げる増加幅（図3）を見ると、0.01パーセントポイントから0.69パーセントポイントの間になる。これは1パーセントポイントを下回るもので、それほど大きくない値である。従って、ここでの分析で想定するような等税収制約の下での再分配を行うための累進的な所得税の引き上げは可能であると考えられる。

V むすび

1978年、鄧小平が「先富論」を掲げ、改革開放政策が実行されて以降、中国経済は確かに急速に発展して、一部の人々と一部の地域が先に豊かになってきた。本稿は、中国の20省（市）9年間

のパネルデータを用いて、各省（市）の都市部の所得格差を要因分解し、さらに累進所得税制などの再分配政策の効果について分析した。その結果によれば、賃金による格差が所得格差全体の中で一番深刻な問題となり、従って、所得格差を是正するためには、賃金格差の是正が重要であることが導かれる。実際、累進所得税の整備が始まり、再分配効果が発揮され始めている。

移転収入の格差に対する寄与度は賃金所得に次ぐものとなり、格差是正のためにこれらも重要である。低所得者に対する生活保護給付や失業給付を、日本の水準に引き上げると、所得格差がさらに是正されることが推計によって明らかになった。そして、等税収制約の下、富裕層からさらに累進所得税を取って、貧困層に生活保護の形で給付すると、その所得格差が大きく是正される。

中国では目下、年金制度をはじめとする社会保障制度を充実することを通して、所得の再分配効果を果たすことに努力している¹⁵⁾。これこそが鄧小平の「先富論」の「先富」から「共富」という考えに基づく所得再分配の姿であり、望ましい政策であると言えるであろう。格差を是正するためには、豊かな人々から貧しい人々への所得移転が

重要である。それは「先富論」のもう一つの考え方もあった。すなわち先に豊かになった人々は、まだ富裕途上にある人々を助け、最後とともに豊かになることである。2010年10月15日から開かれた中国共産党中央五中全会は「国民経済・社会発展第12次5カ年計画の制定に関する建議」を採択し、「所得格差の是正」をその計画の中で重要な目標とした。

一方、沿海部と内陸部などの地域間の格差も目立ち、是正が課題となっている。本稿は中国各省(市)の都市部の所得格差について考察した。各省(市)の都市部の所得格差を是正するために、例えば各省(市)が低所得者世帯や貧困世帯に本稿での分析以上の所得給付を引き上げること、また所得控除額を今のように全国一律にするのではなく、各地域の経済発展や物価水準などに応じて決めることによって低中所得者の所得税を軽減し、各省内の再分配効果を大きくすることも重要であると考えられる。しかし、各省(市)が所得格差是正に努めるだけでは、中国全体の格差は縮小しない可能性がある。前述したように、現在中国においては沿海部と内陸部などの地域格差は非常に大きく、こうした格差を是正するには、各省(市)が実施する再分配政策、すなわち累進所得税制や社会保障制度について、全国的な観点から望ましい累進税率の範囲や年金給付・失業給付・最低生活保障の給付のナショナル・ミニマムの基準を設け、それが各省(市)で実現するように中央政府が指導・誘導することが必要であるとする。累進所得税の望ましい累進税率を導くためには、所得格差に影響を及ぼしている賃金格差の是正と税率の変化による労働供給の変化との関係を見ることが重要であり、そのためにはマイクロデータを用いたより詳しい実証分析を行う必要があるが、これは今後の課題としたい。

投稿受理(平成22年11月)

採用決定(平成23年9月)

注

- 1) 分解方法はShorrocks(1982)に従う。ただし、分解手法により結果が異なることがMorduch J. and Sicular T.(2002)により指摘されている。
- 2) 北京, 黒竜江, 江蘇, 浙江, 安徽, 江西, 山東, 広東, 広西, 陝西(1998年-2006年); 内モンゴル(2000-2006年); 遼寧, 河南, 重慶, 四川, 福建, 海南, 寧夏(2002年-2006年); 上海(2003年-2006年); 甘肅(2004年-2006年)。
- 3) 平方変動係数とは所得の分散値を平均所得の二乗で除したものである。式で表すと,

$$SCV = \frac{\text{var}(Y)}{\mu^2} \quad (Y \text{は総所得, } \mu \text{は平均所得である})$$

となる。所得分配が完全に平等であるケースは、 $SCV=0$ となる。SCVの値は大きくなるほど、不平等が増すことと判断される。

- 4) 中国の一般的な分類法では沿海部となる重慶市と海南省がここでのクラスター分析では内陸部と同一グループになる。
- 5) 『中国統計年鑑』の記載によれば、都市住民の定義は、2002年以降、都市戸籍を持つ者から都市区域に半年以上居住する者に変更された。このことは所得格差の時系列的な変動に影響を与えたが、所得格差における賃金、財産収入、移転収入の格差への寄与度に関しては、2002年前後に大きな変化は見られないので、本研究の分析には影響しないと考える。
- 6) 役務報酬所得とは設計、装飾、製図、化学検査、測定試験、医療、法律、会計、コンサルティングなど役務に従事して貰った所得である。
- 7) 基本的な内容は1999年の『都市部住民最低生活保障条例』に基づいたものである。
- 8) ここでの収入は共同で生活する家庭員のすべての貨幣収入と実物収入である。ただし、軍人(およびその遺族)などの優遇対象に対する国家からの救済金あるいは補助金を除く。
- 9) 北京, 黒竜江, 江西, 陝西, 広西, 浙江, 安徽(1998年-2006年); 内モンゴル(2000-2006年); 河南, 福建, 海南, 寧夏(2002年-2006年); 上海(2003年-2006年)。
- 10) 所得税の納税後の家計所得に基づいて、その所得不平等を源泉別に要因分解すると、課税後の所得源泉の所得格差への寄与度において、賃金収入は課税前と同じように一番大きくて、所得の構成要素の中で格差を導く重要な原因となっている。ただし、その寄与度は課税前より少し小さい値であった。
- 11) 生活保護給付は最低生活保障給付である。
- 12) 北京, 黒竜江, 江蘇, 浙江, 安徽, 江西, 山東,

広東、広西、陝西、内モンゴル、遼寧、河南、重慶、四川、福建、海南、寧夏、上海、甘肅。

- 13) 『社会保障年鑑(2009年)』による。
 14) 『社会保障年鑑(2009年)』による。
 15) 都市部年金制度の再分配効果については、雍・金子(2010)を参照。

補論：Shorrocks(1982)による所得格差(SCV)の要因分解の方法

総所得 \mathbf{Y} が K 個の所得要素により成り立っているとき、

$$\mathbf{Y} = \sum_{k=1}^K \mathbf{Y}_k \quad (\mathbf{Y}_k \text{ は第 } k \text{ 所得要素の所得額}) \quad (1)$$

となる。 $I(\mathbf{Y})$ は任意の所得格差の尺度とすると、第 k 所得要素の不平等への寄与度 $S(\mathbf{Y}_k)$ は、 \mathbf{Y} の分散 $\sigma^2(\mathbf{Y})$ 、 \mathbf{Y}_k と \mathbf{Y} の共分散 $Cov(\mathbf{Y}_k, \mathbf{Y})$ を用いて以下のように示すことができる。

$$S(\mathbf{Y}_k) = \frac{Cov(\mathbf{Y}_k, \mathbf{Y})}{\sigma^2(\mathbf{Y})} I(\mathbf{Y}) \quad (2)$$

そして、この $I(\mathbf{Y})$ に平方変動係数(SCV)を用いると、第 k 所得要素の不平等への寄与度 $S(\mathbf{Y}_k)$ は次のようになる。

$$S(\mathbf{Y}_k) = \frac{C_k^A + C_k^B}{2} \quad (3)$$

ここで、 C_k^A と C_k^B は次の式で表せる。

$$C_k^A = \frac{\sigma^2(\mathbf{Y}_k + (\mu - \mu_k)\mathbf{e})}{\mu^2} = \frac{\sigma^2(\mathbf{Y}_k)}{\mu^2} \quad (4)$$

$$C_k^B = \frac{\sigma^2(\mathbf{Y}) - \sigma^2(\mathbf{Y} - \mathbf{Y}_k + \mu_k)}{\mu^2} \\ = \frac{\sigma^2(\mathbf{Y}_k) + 2Cov(\mathbf{Y}_k, \mathbf{Y} - \mathbf{Y}_k)}{\mu^2} \quad (5)$$

C_k^A は、第 k 所得要素以外の所得要素が平等に分配されていると仮定したときの総所得格差のSCVを意味する。他方、 C_k^B は、第 k 所得要素が平等に分配されたと仮定した場合に現在より減少するのであろう総所得格差のSCVを意味する。

参考文献

磯部靖 2004 「現代中国における地域間経済格差と国家統合を巡る中央・地方関係」『長崎外大論業』第8号 pp.15-35。
 牛嶋俊一郎 2006 「中国における所得格差の拡大」『東京経大会誌』第249号 pp.27-43。
 北村行伸・宮崎毅 2010 『日本における課税所得の弾力性と最適所得税率：全国消費実態調査の個票データによる分析』Global COE Hi-Stat Discussion Paper Series. 150。
 健康保険組合連合会 2009 『社会保障年鑑2009年版』東洋経済新報社。
 嚴善平 2003 「中国における経済格差の実態と要因」

『桃山学院大学経済経営論集』第44巻第4号 pp.27-47。
 佐藤宏 2003 『シリーズ現代中国経済7 所得格差と貧困』名古屋大学出版社。
 薛進軍・園田正・荒山裕行 2008 『中国の不平等』日本評論社。
 戴二彪 1997 「中国における地域開発戦略の推移と地域間所得格差の動向」『経済論叢別冊 調査と研究』第12号 pp.27-42。
 別所俊一郎 2010 「税負担と労働供給」『日本労働研究雑誌』第605号 pp.4-17。
 孟哲男 2008 「中国都市農村間の所得格差の決定要因に関する実証分析」『桃山学院大学経済経営論集』第49巻第4号 pp.329-352。
 雍煒・金子能宏 2010 「中国における公的年金制度の再分配効果と持続可能性との関係：保険数理的な将来推計による分析」『比較経済研究』第47巻第1号 pp.67-80。
 李強 2004 『中国の社会階層と貧富の格差』ハーベスト社。
 李実・岳希明 2004 「中国城郷収入差距調査」『財経』第3, 4期合刊 pp.1-7。
 李実・羅楚亮 2007 「中国城郷居民収入差距的重新估計」『北京大学学報』第2期。
 劉黎明・劉玲玲 2005 「個人所得税免征額調整の財政影響估算」『統計教育』2009年第8号 pp.18-22。
 于洪 2004 「我国個人所得税稅負歸宿与労働力供給的研究」『財経研究』2004年第4期 pp.50-59。
 余顯財 2006 「所得税労働供給効応の実証分析」『管理世界』2006年第11期。
 周文興 2004 「改革開放以来我国総体収入分配趨勢及对策」『經濟学家』2004年第3期 pp.48-53。
 中国統計局 2008 『中国国情国力』中国国情国力雜誌社出版。
 各省『統計年鑑』(1998年~2006年) 各省の統計局出版。
 Gustafsson, R. and Li, S. 2002. "Income inequality within and across countries in rural China 1988 and 1995." *Journal of development economics* 69(1): pp.179-204.
 Kanbur, R. and Zhang, X. 1999. "Which regional inequality? The evolution of rural urban and inland-coastal inequality in China from 1983 to 1995." *Journal of comparative economics* 27: pp.686-701.
 Khan, A. R. and Carl, R. 2001. *Inequality and poverty in China in the age of globalization*. Oxford University Press.
 Morduch, J. and Sicular, T. 2002. "Rethinking inequality decomposition, with evidence from rural China."

- The Economic Journal* 112: pp.93-106.
- Shorrocks, A. F. 1982. "Inequality decomposition by factor component." *Econometrica* vol 50(1): pp.193-211.
- Tsui, K.Y. 1996. "Economic reform and interprovincial inequality in China." *Journal of development economics* 50: pp.353-368.
- Yao, S. J. 1999. "Economic growth, income inequality and poverty in China under economic reforms." *Journal of development studies* 35(6): pp.104-130.
- Yue, X. Bjorn, G. and Li, S. 2007. "The urban-rural income gap and inequality in China." *Review of income and wealth* 53(1): pp.93-147.

(Wei Yong 横浜市立大学
国際総合科学研究科博士後期)